



新婚さんの新生活を応援します!

## 備前市結婚新生活支援事業



### 対象世帯

対象となる世帯（夫婦）は次の条件を全て満たす世帯です。

- ① 2022年1月1日以降に婚姻届を提出し、備前市に住民票がある世帯
- ② 婚姻時点で、夫婦ともに39歳以下
- ③ 世帯の直近の所得の合計が400万円未満であること
  - ◎ 夫婦の所得400万円を年収に換算すると約540万円未満に相当します
  - ※貸与型奨学金の返済を行っている場合は、年間返済額を所得額から控除します
- ④ 夫婦ともに市税等の滞納がないこと
- ⑤ 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと
- ⑥ 他の公的制度による家賃補助や生活保護に基づく扶助等を受けていないこと
- ⑦ 暴力団関係者等でないこと
- ⑧ 備前市に定住する意思があること

### 対象経費（婚姻を機に要した費用）

2022年4月1日から

2023年3月31日までに支払った費用

- 住居の取得費用  
(共有名義の場合は2分の1以上の持分)
- 住宅賃借費用  
(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料など)  
※住宅手当分は差し引きます
- リフォーム費用
- 引越し費用(引越し・運送業者へ支払った費用)

### 補助金額

29歳以下の場合…上限60万円

39歳以下の場合…上限30万円

### 申請期間

2022年4月1日から

2023年3月31日まで

### 提出書類

- 補助金交付申請書 (様式第1号)
  - 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本 (婚姻日が確認できる書類)
  - 夫婦両名の直近の所得証明書
  - 物件の売買契約書と領収書の写し (物件を購入した場合)
  - 物件の賃貸契約書と領収書の写し (住宅賃貸費用を申請する場合)
  - 住宅手当支給証明書 (様式第2号 住宅賃貸費用を申請する場合)
  - リフォームの契約書と領収書の写し (リフォーム費用を申請する場合)
  - 引越し費用の領収書の写し (引越し費用を申請する場合)
  - 貸与型奨学金の返済額がわかる書類 (奨学金を返済している場合)
  - 無職、無収入申立書兼誓約書 (様式第3号 交付申請時に無職の場合)
  - 無職であることが確認できる書類 (交付申請時に無職の場合)
- ※詳しくは下記HPをご覧ください



詳しくはこちら



【お問合せ】備前市役所都市計画課移住定住推進係

Tel:0869-64-2225 Mail:bztoshi@city.bizen.lg.jp